

狂犬病予防注射はお済ですか？

生後91日以上の子犬は、狂犬病予防法によって、「飼い犬登録」と「毎年1回の狂犬病予防注射の接種」が義務付けられています。

平成30年3月2日以降に狂犬病予防注射を受けていない場合は、平成31年3月1日までに必ず予防注射を受けてください。

これらに違反した場合は20万円以下の罰金に処される場合があります。



登録証

◎飼犬登録について（生涯1回）

飼い犬を市に登録し、登録証（金属製の鑑札）の交付を受ける必要があります。

対 象	生後91日以上の子犬の未登録の飼い犬
手数料	登録手数料 3,000円
窓 口	市役所環境衛生課 または 各総合支所地域市民健康課

注意1 犬の登録事項の変更（飼い犬の死亡、譲渡、住所の変更）があった場合は、必ず市役所に連絡をお願いします。



注射済票

◎狂犬病予防注射について（毎年1回）

毎年1回、動物病院などで狂犬病の予防注射を受け、市から注射済票（金属製の鑑札）の交付を受ける必要があります。

対 象	生後91日以上の子犬
手数料	注射済票交付手数料 550円
窓 口	市役所環境衛生課 または 各総合支所地域市民健康課
備 考	動物病院で発行された『注射済証』を窓口まで持参してください

注意1 国東市では毎年4月と10月に市内を巡回して集合注射を実施しています。集合注射では会場では『注射済票』を交付しますので、別途手続きは必要ありません。

注意2 杵築市の『なつ海岸動物病院』及び『滝口動物病院』で注射を受けられた場合は、病院で『注射済票』の交付を受けられますので、別途手続きは必要ありません。

◎狂犬病とは

狂犬病とは、狂犬病ウイルスによる感染症です。人は、感染動物(主として犬)に咬まれることによって唾液からウイルスに感染し、長い潜伏期の後に発症します。発症すると有効な治療法はなく、高熱、錯乱、けいれんなどの症状が現れ、**ほぼ100%死亡します**。

現在日本での狂犬病の発生は認められていませんが、アジア、アフリカを中心に世界では年間5万人以上の死亡者が発生しています。



◎狂犬病Q & A

Q どうして犬を登録しないとイケないのですか？

A 狂犬病は全ての哺乳類に感染しますが、人が感染する場合、感染源のほとんどは犬であるとされています。現在では日本国内での狂犬病の発生は見られませんが、万が一日本で狂犬病が発生した場合に迅速な対応をとるためにも、日頃から飼い犬がどこに何頭いるのかを把握しておくのは大変重要なことです。犬を飼う人の義務ですので、必ず飼い犬の登録をしましょう。

Q どうして犬に狂犬病の予防注射を受けさせないとイケないのですか？

A 狂犬病は全ての哺乳類に感染しますが、まん延の原因となる動物は限られており、アジア地域等、狂犬病の流行国では、犬が主なまん延源となっています。従って、飼い犬に狂犬病の予防注射を接種することで犬でのまん延が予防され、人への被害を防ぐことができます。日本でも万が一狂犬病が侵入した場合に備えて、飼い犬への狂犬病予防注射を義務づけています。犬を飼う人の義務ですので、毎年1回、必ず飼い犬に狂犬病の予防注射を受けさせましょう。

Q 登録や狂犬病の予防注射を受けていない犬や、その犬の飼い主はどうなりますか？

A 登録されていない犬、狂犬病の予防注射を受けていない犬、鑑札や注射済票を着けていない犬は、捕獲・抑留の対象となります。また、飼い犬を登録していない、飼い犬に予防注射を受けさせていない、飼い犬に鑑札や注射済票を着けていない飼い主は20万円以下の罰金の対象となります。

Q 犬に咬まれました。どうすればよいですか？

A 犬に咬まれた方は必ず病院を受診し、保健所へ連絡をお願いします。
また、飼い犬が人を咬んでしまった場合も、咬んだ犬について狂犬病の検診をする必要がありますので、必ず保健所まで連絡してください。

【東部保健所国東保健部 ☎0978-72-1127】

出典：厚生労働省HP